

「ドローンコミュニケーションサービス」利用規約

株式会社センシシロボティクス（以下「SR」といいます。）は、ユーザに対し、以下のサービス利用規約（以下「本規約」といいます。）に従い、「ドローンコミュニケーションサービス」を提供します。

第1条（本規約について）

1. 本規約は、「ドローンコミュニケーションサービス」（以下、「本サービス」といいます。）の利用に関するSRとユーザとの間における本サービスの利用契約（以下「本契約」といいます。）の条件を規定するものです。
2. ユーザは、本契約の申込みをすること又は本サービスの利用を開始することによって、本規約に同意したものとみなされます。本契約の申込み又は本サービスの利用の開始の前に、本規約を注意してお読みください。
3. SRは、ユーザの了承を得ることなく本規約を随時変更することがあります。本規約の変更は、SRが改定後の本規約をユーザに通知した時点より効力が生じるものとします。

第2条（サービスについて）

1. SRは、ユーザが本契約を遵守することを条件に、本サービス及び本サービスを利用するために必要となる専用ソフトウェア（以下、「本ソフトウェア」といいます。）の利用をユーザに非独占的に許諾します。
2. ユーザは、自己の責任及び負担において、本サービスを利用するために必要となるドローン機体、情報端末その他周辺機器類及びインターネット回線を用意するものとします。
3. 本規約で定める場合を除き、本サービス、本ソフトウェア及びそれらに関しSRが提供する各種資料に関する特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他一切の知的財産権は、SRに帰属します。ユーザは、本サービス、本ソフトウェア及びそれらに関しSRが提供する各種資料に関するいかなる知的財産権も取得することはありません。
4. 本サービス又は本ソフトウェアに関してSRが収集したコメント、フィードバック、提案事項、立案、及びその他の提案事項（以下総称して「提案事項等」といいます。）に関する権利は、SRに帰属するものとし、ユーザは、提案事項等に関する著作権その他の知的財産権を含む一切の権利を、SRに対し主張しないものとします。
5. SRは、独自の判断により、本サービス及び本ソフトウェアの機能、インターフェイスその他一切の情報をアップデートすることがありますが、当該アップデートをする義務を負うものではありません。ユーザは、当該アップデートがなされた本サービス又は本ソフトウェアを利用する場合も、本規約に同意したものとみなされます。
6. 本サービスは、SR以外の第三者のベンダが提供するサービス（以下「本提携サービス」といいます）と相互運用するように設計された機能を有する場合があります。ユーザは、当該機能を利用するために、当該ベンダの本提携サービスを利用することが必要となる場合があり、この場合、本提携サービスの利用については、当該ベンダとの間の利用条件に従うものとします。当該ベンダによる本提携サービスの中止その他の理由により、本提携サービスの利用ができなくなる場合、SRは、当該機能の提供を中止でき、当該中止によりユーザに発生したいかなる損害について一切の責任を負いません。
7. SRは、本サービスに関する業務を、SRが指定するパートナー会社等に再委託できるものとし、ユーザはあらかじめこれに同意するものとします。

第3条（IDについて）

1. ユーザは、本サービスに関してSRが発行するID（以下単に「ID」といいます。）が不正に利用されないよう、適切に管理するものとします。また、ユーザは、本サービスのパスワードを定期的に変更する、又は他人から類推されにくい文字列をパスワードとするなど、不正に利用されないよう十分な注意を払い、適切に管理するものとします。
2. ユーザは、IDが不正に使用されている、又は不正に使用される可能性があることを認識した場合、直ちにSRに連絡し、SRの指示に従うものとします。
3. IDの不正利用によりユーザに発生したいかなる損害についても、SRは一切の責任を負いません。

第4条（サービスの申込み）

1. ユーザは、本サービスの申込みにあたっては、本規約をあらかじめ十分確認したうえで、SR所定の申込書をSR又はSR指定代理店に交付するものとします。
2. SRは、前項の申込みを審査のうえ、承諾するときは、本サービスの利用開始日を指定し、ユーザに通知します。SRが当該通知をユーザに対し発した時点をもって、本契約が成立するものとします。

第5条（サービス期間）

1. 本サービスのサービス期間は、原則として利用開始日から1年間又は1年以上でSRとユーザが別途合意する期間とします。ただし、SRとユーザが別途書面にてサービス期間を定めた場合は、この限りではありません。
2. サービス期間の満了日の1か月前までに第8条第1項に規定する書式がSR又はSR指定代理店に交付されない場合、サービス期間は同条件で1年間自動的に延長されるものとし、以降も同様とします。ただし、SRとユーザが別途書面にて延長期間を定めた場合は、この限りではありません。

第6条（サービス料金）

1. 本サービスの料金の金額及び支払期限は、SR又はSR指定代理店が提示する見積りその他資料によります。
2. 本サービスの料金は、SRが指定した利用開始日より発生します。ただし、SRとユーザが別途書面にて課金開始日を定めた場合は、この限りではありません。

3. 本サービスの料金は、本規約で規定する諸条件を前提に設定されています。SR がユーザの要望等により本規約で規定する諸条件の変更に書面により同意する場合、本サービスの料金も、当該変更に応じて変更されるものとします。
4. 本サービスの料金の支払方法は、SR が指定する金融機関口座への振込とします。振込手数料はユーザが負担するものとします。
5. 本サービスの料金は、サービス期間の途中で本契約が終了した場合であっても、本規約で規定する場合を除き、返金されません。
6. 本サービスの料金が支払期日までに支払われなかった場合、ユーザは、支払期日の翌日から支払日まで年率 14.6%の利率による遅延損害金を支払うものとします。
7. 本サービスの料金が支払期日までに支払われなかった場合、SR は、本サービスの提供を直ちに中止し、又は本契約の継続若しくは更新を拒絶することができます。この措置によりユーザに発生したいかなる損害についても、SR は一切の責任を負いません。
8. 本サービスの料金は、SR 指定代理店から請求される場合があります。この場合、ユーザは、本サービスの料金を SR 指定代理店に支払うものとします。

第7条 (利用プラン変更)

1. ユーザは、本サービスの利用プラン変更の申込みにあたっては、SR 所定の書式を SR 又は SR の指定代理店に交付するものとします。
2. SR は、前項の申込みを審査のうえ、承諾するときは、変更適用日を指定し、ユーザに通知します。
3. 利用プランの変更内容によっては、設定変更費用が発生します。設定変更費用の金額及び支払期限は、SR 又は SR 指定代理店が提示する見積りその他資料によります。

第8条 (サービスの解約等)

1. ユーザは、本サービスの解約を希望するときは、SR 所定の書式を SR 又は SR 指定代理店に交付するものとします。
2. 本サービスのサービス期間の満了日より前にユーザが本サービスを解約しようとするときは、ユーザは、解約希望日の1か月前までに、SR 又は SR 指定代理店に対し前項に規定する書式を交付するものとします。解約日において本サービスの料金の分割払いの未払分があることとなる場合は、ユーザは、当該未払分を、解約日までに、SR 又は SR 指定代理店からの請求に応じて一括して支払うものとします。
3. ユーザが以下のいずれかに該当する場合、SR は、何ら催告をすることなく直ちに本契約を解除することができます。
 - (1) ユーザが本規約に違反し、SR からの相当期間をおいた催告にもかかわらず違反状態が是正されない場合
 - (2) ユーザが SR に登録する名称、住所、電子メールアドレス、パスワード、クレジットカード情報その他 SR がユーザに本サービスを提供するためにユーザから取得した情報 (以下総称して「登録情報」といいます。) に虚偽があった場合
 - (3) SR に対して、自ら又は第三者を利用して、詐術、暴力的行為又は脅迫的行為をした場合。
 - (4) 仮差押、仮処分、強制執行、競売申立、手形交換所の取引停止処分又は公租公課の滞納処分を受け、又はこれらの申立、処分、通知を受けるべき事由が生じた場合その他信用状態に著しい変更があった場合。
 - (5) 支払停止、支払不能若しくは債務超過の状態に陥り、又は法的手続若しくは私的手続であるかを問わず、破産、再生、清算その他の倒産処理手続の申立を受け、又は自らこれらの申立をした場合。
 - (6) SR が本サービスと同等の新たなサービスを開始した場合。
 - (7) 天災、地震、火災等 SR の責めに帰すべからざる事由により、本サービス設備等の全部又は一部の使用が不可能となり、復旧の見込みがないと SR が認める場合。
 - (8) 本サービス又は本ソフトウェアの利用において SR が悪質と認める行為があった場合。
4. 前項の規定に基づく解除がなされた場合、ユーザは、SR に対する一切の債務について当然に期限の利益を失うものとします。
5. 第3項の規定に基づく解除によりユーザに発生したいかなる損害についても、SR は一切の責任を負いません。
6. ユーザは、本契約の終了時点において SR に対し本サービスに関する未払の債務 (本サービスの料金が分割払いされていた場合の分割額未払分を含みますがこれに限られません。) があるときは、SR に対して、SR からの請求後 30 日以内に一括して弁済するものとします。

第9条 (コンテンツの保護)

1. SR は、ユーザが本サービスに登録又はアップロードしたコンテンツ (以下「ユーザコンテンツ」といいます。) に関する権利を取得しないものとします。
2. SR は、ユーザの承諾がない限り、次の行為をしないものとします。
 - ① ユーザコンテンツを改変する行為。
 - ② ユーザコンテンツを第三者に対して開示する行為。ただし、法令、証券取引所規則又は証券業協会規則により開示を要求された場合、又は裁判所、監督官庁又は捜査機関等の公的機関から開示を要求された場合はこの限りではありません。
 - ③ ユーザコンテンツにアクセスする行為。ただし、本サービスの提供、又は営業上若しくは技術上の問題の防止若しくはその対応に必要な場合、又はユーザによる本サービスの利用をサポートするために必要な場合はこの限りではありません。
3. ユーザコンテンツは、原則として、本契約の終了の日の翌日をもって消去されます。

第10条（禁止行為）

ユーザは、以下の行為をしてはならないものとします。

- (1) 本サービスのユーザたる地位並びに本契約に基づく権利及び義務を、SRの事前の書面による承諾なくして、第三者に譲渡、貸与又は担保設定等する行為。
- (2) SR、本サービス又は本ソフトウェアの信用を毀損する行為。
- (3) 第三者の所有権、プライバシー権その他の権利を侵害し又は侵害するおそれのある態様で本サービス及び本ソフトウェアを使用する行為。
- (4) 第三者の権利を侵害し又は侵害するおそれのあるコンテンツ、法令又は規制に違反するおそれのあるコンテンツ、又はウイルス、ワーム等のプログラムが含まれるコンテンツをアップロードする行為。
- (5) 未承諾広告、ジャンクメール、スパム等を発信する行為。
- (6) 権利保護のための技術的措置を迂回するための装置、プログラム又はサービスとともに、本サービス又は本ソフトウェアを利用する行為。
- (7) 招待機能など本サービス及び本ソフトウェアがその機能上予定する行為を除き、法令で許可される範囲内か否かを問わず、また直接的か間接的か、有償か無償かを問わず、本サービス又は本ソフトウェアの再配布、担保設定、販売、再販、賃貸、リース、時間貸し、ローン、二次ライセンスの生成、割り当てその他の行為により、本サービス又は本ソフトウェアに関する権限を第三者に譲渡し又は再設定する行為。
- (8) IDを第三者に開示又は漏洩する行為。
- (9) 本サービスのシステム及び本提携サービスに対し、許可されないアクセスを試みる行為。
- (10) 本サービス上にあるコンテンツを改竄し、又は完全性を損なう行為。
- (11) 本サービスに関する商標、ロゴ、著作権などの権利に関する表示を削除、変更、又は追加する行為
- (12) 逆コンパイル、逆アセンブル、リバースエンジニアリングその他の方法により、本サービス又は本ソフトウェアのソースコードの抽出を試みる行為。また、本サービス又は本ソフトウェアにアクセスするための通信プロトコル、又は本サービス若しくは本ソフトウェアの基礎となるアイデア又はアルゴリズムを確認、暗号解読又は取得する行為
- (13) 本サービス又は本ソフトウェアのカスタマイズ、翻訳、ローカライズ、その他本サービス又は本ソフトウェアを変更し又はその派生的な製作物を製作する行為。
- (14) 第三者による本サービスの利用を妨害する可能性がある方法、又は本サービス若しくは本提携サービスに損害を与え、これを使用不能にし、これに過度な負荷を与え、若しくはこれを害する方法で、本サービスにアクセスする行為。
- (15) 本サービスの品質、性能若しくは機能の測定、その他のベンチマーク、競合する製品若しくはサービスを開発する目的、又は本サービスの特徴、機能若しくはグラフィックスを模倣又は複製する目的で、本サービスにアクセスする行為。
- (16) その他、SRの本サービスの安定した継続提供に必要な事項に照らしてSRが不適切と判断する行為。

第11条（サービスの停止）

1. SRは、次のいずれかに該当する場合、本サービスの全部又は一部を一時的に停止することがあります。
 - (1) 本サービスの提供に関わる電気設備、データセンタ、通信設備その他の設備並びにそれらに関するソフトウェア（以下総称して「本サービス設備」といいます。）の保守管理又は工事等の維持管理、サービス向上等による機器の変更等、本サービスを安定的に提供するうえでやむを得ないとSRが認める場合（計画的な保守作業を含みます）
 - (2) 本サービス設備に障害等が発生し、サービスを提供することが困難となった場合
2. 前項により本サービスを停止するときは、SRは、本サービスの停止の影響を受けるユーザに対し、事前にその理由及び本サービスを停止する期間を通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではなく、SRは、本サービスを停止したのち、ユーザに対し速やかに通知します。
3. 本サービスの停止が行われた期間の本サービスの料金は、本規約で規定する場合を除き、消滅、減額又は精算等はありません。
4. 天災、地震、火災その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、SRは、当該非常事態の予防又は救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な事項を内容とする通知、その他の公共の利益のために緊急に行うことを要する処理を優先的に取り扱うために、本サービスを制限する措置を取ることができ、当該措置によりユーザに発生したいかなる損害について一切の責任を負いません。

第12条（保証及び免責）

1. SRは、本規約で規定する場合を除き、明示的か黙示的か、法令又はそれ以外に基づくものであるかを問わず、本サービス及び本ソフトウェアの継続性、通信の完全性及び確実性を含む信頼性、可用性、利用可能性、セキュリティ保護性、無エラー性、無ウイルス性、不具合修正の確約、商品性、品質満足度並びにユーザの特定目的への適合性を含むいかなる種類の保証も行いません。
2. 本サービス及び本ソフトウェアは、以下の事由により快適に利用できないことがあります。その場合、SRは、本サービス及び本ソフトウェアが快適に利用できないことによりユーザに発生したいかなる損害について一切の責任を負いません。
 - (1) ドローン機体、情報端末ほかユーザが利用するハードウェアの品違い、品質不良、スペック不足、ハードウェア同士の相性を含みますがこれに限定されない不具合

- (2) ドローン機体、情報端末の OS ほかユーザが利用するソフトウェアの品違い、品質不良、スペック不足、時刻設定や言語設定等の設定不良、ソフトウェア同士の相性を含みますがこれに限定されない不具合
 - (3) ユーザが利用するインターネット回線の切断、帯域不足を含みますがこれに限定されない不具合
 - (4) 本サービスの定期的なメンテナンス又は突発的な障害復旧作業
 - (5) 本サービスと連携するシステム又は本提携サービスの障害
 - (6) 本サービス設備の障害
 - (7) SR が予測し得ない理由によるサーバ、システム、データセンタ及び回線帯域の適応能力を超えた混雑
 - (8) 公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に扱うよう公権力から要請された場合に SR がとる措置
3. SR は、戦争、紛争、革命、暴動、騒動、テロ行為、非常事態、伝染病、火事、水害、地震、天災、爆発、禁輸処置ほか政府機関の行為、ストライキその他の労働争議（SR の従業員によるものを除きます）、インターネットの利用不能や不安定、サービス拒否（DoS）攻撃、又はその他の不可抗力を含みますがこれに限定されない SR の合理的管理を超える状況を原因とした不可抗力による不履行又は履行遅滞について一切の責任を負いません。
 4. 本サービス又は本ソフトウェアを利用できなかったことに起因してユーザに直接生じた通常の損害以外の損害（業務の支障等の間接損害及び逸失利益を含みますがこれらに限定されません。）について、SR は一切の責任を負いません。SR が負担することのある損害賠償責任の総額は、SR の故意若しくは重大な過失に起因する場合を除き、本サービスの料金の 1 か月分相当額を上限とします。

第 13 条（サービス料金の精算）

1. ユーザが本サービスの全部又は一部を利用することができない状態が連続して 24 時間以上にわたって継続した場合、SR は、ユーザの請求を受けて、本条に基づく本サービスの料金の精算を行います。
2. 精算金額は、サービスを利用することができなかった時間数を 24 で除した数（小数点以下の端数は切り捨てとします）に、その利用することができなかったサービスにかかる本サービスの月額料金の 1 か月分相当額 30 分の 1 の金額を乗じて得た金額とします。なお、サービスを利用することができなかった時間数は、ユーザの請求を受けて SR が設定します。
3. ユーザが本サービスの全部又は一部を利用することができない状態が生じた日から 1 か月以内に第 1 項の請求を行わなかった場合、ユーザは本条の権利を失うものとします。

第 14 条（損害賠償責任）

1. ユーザによる本サービス又は本ソフトウェアの利用に関して第三者又は SR に損害が発生した場合、ユーザは、当該損害を賠償するものとします。
2. ユーザによる本サービス又は本ソフトウェアの利用に関して第三者から SR に何らかの請求があった場合、ユーザは、自己の責任及び費用をもって当該請求の処理及び解決をするものとし、また当該請求に関し SR に生じた損害（合理的な程度の弁護士費用を含みます。）を賠償するものとします。

第 15 条（本サービスの提供終了について）

1. SR が本サービスに関連する事業を他の第三者に譲渡（合併、会社分割による場合を含みますがこれに限定されません）する場合、SR の本契約上の地位、本規約に基づく権利及び義務並びに SR が保有する登録情報は、当該譲渡の譲受人に承継され、ユーザは、かかる承継につきあらかじめ同意するものとします。
2. SR が本サービスの提供を終了する場合、SR は、原則として 6 か月前までにユーザに通知します。

第 16 条（反社会的勢力の排除）

SR 及びユーザは、自己又は自己を実質的に所有し若しくは支配する者が、過去及び本サービスの開始日以降いつの時点においても、暴力団、暴力団構成員若しくはその関係者、不法収益、犯罪収益等に関連する犯罪行為者、又は総会屋その他反社会的勢力（以下総称して「反社会的勢力」といいます。）ではなく、かつ相手方との信頼関係を破壊するに足る反社会的勢力との繋がりを有しないことを表明し保証するものとします。SR 及びユーザは、相手方が当該表明・保証に違反した場合、何ら催告をすることなく直ちに本契約を解除することができます。

第 17 条（一般条項）

1. SR は、本サービスに関するユーザに対する通知を、登録情報の宛先に宛てて行います。
2. 登録情報に変更が生じた場合、ユーザは、速やかにその内容を SR に通知するものとします。変更事項によっては、SR は、変更事項を証明する書類の提出をユーザに求めることができます。
3. 登録情報の変更の通知がないことにより SR からユーザに対する通知が延着し、又は到達しなかった場合、当該通知は、通常到達すべき時に到達したものとみなされるとともに、これらの事由によりユーザに発生したいかなる損害についても SR は一切の責任を負いません。
4. 本規約は、日本法に準拠して解釈されるものとします。
5. 本サービスに関する紛争については、訴額に応じて東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

改定履歴

2016 年 9 月 1 日 制定

2018 年 7 月 1 日 改定